



同族関係者が大部分の法人が加入した生死混合保険料の2分の1損金算入額の給与課税

はじめに

先頃、某税務署法人特官の調査があり、調査担当者によれば、この調査先の法人が福利厚生の一環として加入していた養老保険の2分の1の損金算入額は、所得税基本通達36-31(注)2(2)によって、給与に当たるので、源泉徴収の納税告知処分をするという。

この会社の13人の構成員は、社長夫婦、社長の弟夫婦、社長の叔父、従兄弟夫婦6名、従兄弟の子供2名である。確かに、現状は全て同族関係者だが、21期目を迎えた資本金7千万円のこの株式会社は、上記構成員が社長を筆頭に全員まだ非常に若い上、1級建築士5人、2級建築士2人、宅建資格者2人と、有資格者が多い成長盛りの建築会社である。ワンマン社長に家族従業員がしがみついている実質個人事業のような同族会社とは全く異なる法人であることを強調しておきたい。

この会社では、この直前期の調査対象期で10年目の満期となった郵便局の養老保険(一律400万円の保障)を、雑収入で2千4百万円ほど計上してある。そして、その満期を受けて、新たに加入した某生命保険会社の養老保険(一律900万円の保障)が問題になったのである。同社は、期せずして、この同一期会社が負担していた福利厚生費処理(資格取得のための授業料を、資格取得にはらつきが出るという点として、過去の負担額を全員会社に戻す処理をして1千万円強を雑収入に計上した。こうした、厳格で、お手盛り)とは縁遠い会社が、養老保険の被保険者が全員同族関係者であるという一点をもち、養老保険の2分の1の損金算入額を給与課税するというのは、どうしても、納得いかないものである。ちなみに、その税務調査においては、法人税の増差所得はなく、未成工事支出金の関係で減額更正される状態である。

1 法人税基本通達 9・3・4(3)

まず、養老保険に関する法人税基本通達はこのように取り扱っているのか。

法基通9・3・4(3)は、次のように定められている。法人が自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険に加入した場合で、死亡保険金受取人が被保険者の遺族で、生存保険金受取人が被保険者(満期保険金)の受取人が法人である場合は、その支払った保険料の2分の1に相当する金額は資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部長課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としており、この場合、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

上記通達は、昭和55年12月25日直法2・15のいわゆる「第3次法人税基本通達改正」で新設されたものである。

当時国税庁法人税課課長補佐であった渡辺淑夫氏は、解説で、死亡保険金の受取人は被保険者の遺族であるが、生存保険金の受取人は当該法人であるという場合があり得る。このような場合には、その保険料のうち、法人が受取人である生存保険金に係る部分、すなわち積立保険料部分については法人において資産計上すべきことはいままでもないが、死亡保険金に係る部分、すなわち危険保険料部分については、受取人が被保険者の遺族となつていないことから、法人において資産計上することを強制することは適当でない。さて、当該危険保険料部分に係る保険料の負担を直ちに被保険者である役員又は使用人に対する給与とすることについては、法基通達9・3・5に定める定期保険の保険料の取扱いとのバランスからみて、必ずしも適当でない。そこで、本通達においては、このよ



関根美男 西新井

うな場合の危険保険料部分の取扱いについては、原則として一種の福利厚生費として期間の経過に応じて損金の額に算入することができるものとした。ただし、その養老保険が役員又は部長課長その他特定の使用人のみ(いわゆる被保険者等のみ)を被保険者としているような場合には、明らかに特定のものに対して経済的な利益を供与していることになるので、これについては当該役員又は使用人に対する給与として取り扱うことになる。なお、このような場合の積立保険料と危険保険料との区分については、通常、契約者サイドにおいてこれを分けることは困難であると考えられるので、本通達においては、一種の簡便法として、その支払った保険料のうち2分の1を積立保険料とし、残額は危険保険料に該当するものとして計算することとしている。」と述べている。(1)

つまり普遍性がなく、特定のものに恩恵を与えるような恣意的なものは、給与課税するとの趣旨である。これは福利厚生という意味でも当然の解釈だと考えられる。

2 所得税法基本通達 36・31(3)(注)2

これに対して、所得税基本通達の取扱いはどのようになっているか。

所基通36・31(3)(注)2(1)は、保険加入の対象とする役員又は使用人について、保険加入の有無、保険金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。旨定め、所基通36・31(3)(注)2(2)は、役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人につ

ては、ただし書を適用する。旨定め。

これは、昭和63年の改正で、法人税法基本通達9・3・4と全く同一の表現が所得税基本通達36・31として新設され、注2に36・31(3)の但書に関する補足説明が加えられたものである。当時の国税庁法人税課小畑孝雄氏は、解説で、各種の保険料等に係る取扱いに関する今回の改正(36・31・36・31の9)は、従来の基本通達の規定振りがやや抽象的であり、法人税基本通達の規定との関係が明確でないという指摘があったことから、規定の仕方及び区分等の整理を行ったもので、基本的な考え方は、従来とは特に異なつたものではないと述べている。(2)

3 類似事案の税務争訟

(1) 昭和61年11月28日判決(J32・2・11)は、当該法人税基本通達改正の昭和55年12月25日前に開始した事業年度に既に加入していた養老保険であつただけでなく、生存保険の受取人も被保険者である役員又は使用人であり(改正通達の適用はないが、法基通9・3・2(2)に相当)給与課税した国税不服審判所長の判断は当然と思われる。

(2) 平成5年8月24日判決(J46・3・16)は、全従業員を保険加入の対象としていない事案であり、合理的な基準により普遍的に設けられた格差(所基通36・31(注)2(1)かどうか争われ、全役員、使用人が恩恵に浴する機会が与えられている普遍的加入条件とはいえないとして棄却された。全従業員加入の原則から外れた例外的加入の場合における加入条件は、使用者の恣意性が排除された普遍的加入条件でなくてはならないことが、何より重要であることを示した額ける判決と思われる。

て、法令解釈(通達)がまだ廃止される前の事案である。課税庁は、異常に高額な保険料で、改正前のがん保険通達の存在を奇貨として、税負担の不当軽減を目的にしたものとして、同族会社の行為が計算否認を適用して更正したが、国税不服審判所長は、がん保険通達、定期保険通達に従つたものであり、同族会社特有の取引でなく法人税の負担を不当に減少させるものとも認められない」として原処分を取り消すという意外とも言える判断をした。もちろん、現在は、平成13年8月10日付のがん保険に対する個別通達によって、行き過ぎた節税に歯止めができています。

(4) 平成8年6月25日判決(F0・2・03)は、生死混合保険料の福利厚生処理に関する非公開の判決である。この事案は、課税庁が、税負担の軽減を図る目的で、通達の取扱を奇貨として、生命保険会社の協力を得ながら、被保険者の同意を得ないまま、途中解約を前提とした、高額な保険料に加入したもので、従業員の福利厚生とは認められない」として更正処分したが、国税不服審判所は、投機目的として課税の繰延をも意図したことが窺えるものの、福利厚生目的でないと断定するには無理があり、各生命保険会社と有効に成立した生死混合の養老保険である」として原処分を取り消す判断をした。

4 まとめ

そもそも、法人税法基本通達9・3・4(3)の「妥当な」ただし書きが、昭和63年の所得税法基本通達36・31(3)(注)2により、歪められてしまつたのであろうか。小畑孝雄氏の「基本的な考え方は、従来とは特に異なつたものではないと述べている」との発言を素直に解釈するならば、注2は全ての従業員に対して普遍的加入条件にさせること、そして、使用者の恣意的な排除を許すことにあるはずである。全従業員が同族関係者というだけで、この養老保険に加入することが「純経済人的行為として不合理・不自然な行為計算」に該当するだろうか。ある意味ベナルティ同然ともいえる給与課税が、ふさわしいものであろうか。かたや、福利厚生とは名ばかりで、使用者の恣意的な恩恵が強くても、全従業員が同族関係者でさえなければ、お咎めなしと

は、課税公平の原則から見てもおかし。生計を一にする家族従業員のみ同族関係人であるならば、福利厚生の充実を図って従業員の勤労意欲を高め、もつて法人の事業に

資するためにも、生計を一にする夫婦、親子がその良好な家族関係を維持発展させるために行った」と批判されなくもない。しかし、今回問題になっている法人は、社長夫婦、社長の弟夫婦、叔父、3組の従兄弟夫婦の全てが、それぞれ別々の住居を構え、毎月の給料もきちんと口座振込みをして、独立した家庭を維持している。

満期の受取人が法人であるこの生死混合養老保険は、被保険者の死亡という保険事由がなければ、資産計上した金額と損金算入した金額をちょうど合わせた金額が、生存保険金として法人に入金になり、2分の1の損金算入額とほぼ同額が、法人の雑収入に計上されるのである。この場合には、従業員は結果としてなんら経済的利益は受けないのに、給与課税されてしまうのである。法基通9・3・5に定める定期保険の保険料の取扱いとのバランスもあろうが、この取扱においては、法人が受取る生存保険がないのであるから、特定の従業員のみを加入対象とした場合、その会社負担の定期保険料を給与課税するの月額ける。

養老保険の簡便法である2分の1の損金算入額(3)と、同一補償額の定期保険料については、保険料に乖離があるが、その差額分に対する源泉税額の法人からの請求を、源泉徴収制度上争訟の原告適格が否定されている従業員が、支払いを拒否するというトラブルも出てくるだろう。(4)

いずれにしても、法人税基本通達9・3・4(3)のただし書きを拡大解釈するような所得税法基本通達36・31(3)(注)2の課税技術的かつ硬直的解釈による告知処分は、社会通念等に即したものと見えず、国民感情的にもかえって不合理感を招くと危惧するものである。

【参考文献】

- (1) X(財)大蔵財務協会「逐条解説・法人税基本通達等の一部改正について」35頁
- (2) 税理Vol.31 No.9「所得税基本通達の一部改正」156頁
- (3) X(財)大蔵財務協会「逐条解説・法人税基本通達等の一部改正について」45頁以上の中高年の平均的養老保険から2分の1と考へた「36頁
- (4) 有斐閣「租税判例百選」最判昭45・12・24・170頁
- 本紙第578号(平17・3・1)6面実務研究 山田康王氏(芝)